

補助事業の手引き 主な改訂履歴

改訂日	ページ	項目	改訂後	改訂前
R5.6.23	2	前段	補助金交付候補者	採択者
		1. 補助率等の再確認 (2) 補助金額の引下げ	また、14次締切回から設けられた「大幅賃上げに係る補助上限額引上げの特例」の措置を申請した場合であって、申告内容(略)に不整合がある場合は、交付申請時に精査し、特例の適用がなくなる場合があります。	—
	8	補助事業者の義務 (3) 事業終了後(補助金全額の交付を受けた日以降) ⑤補助金返還	(略) また、大幅賃上げに係る補助上限額引上げの特例を受けた補助事業者が当該追加要件を達成できていないと認められた場合は引上げとなった補助金について返還を求めます。	—
		その他	(7) 補助対象者となる中小企業者のうち、補助事業実施期間中に次の①から⑤の組織形態に移行した事業者につきましては「採択取消し」となり、補助金の交付は行われません。①公募要領に記載のある組織形態以外の組合、②財団法人、③社団法人、④医療法人、⑤法人格のない任意団体。	(7) 補助対象者となる中小企業者のうち、補助事業実施期間中に次の①から⑥の法人形態に移行した事業者につきましては「採択取消し」となり、補助金の交付は行われません。①公募要領に記載のある組織形態以外の組合、②財団法人、③社団法人、④医療法人、⑤社会福祉法人、⑥法人格のない任意団体。
	14	II. 補助事業実施中の注意事項	1. 物件等の入手・代金の支払等に係る注意事項について(略) ・「機械装置・システム構築費(海外子会社への外注費における機械装置・システム構築費にあたる経費を含む)」以外の経費は、総額で500万円(税抜き)までを補助上限額とします(グローバル市場開拓枠の場合は、1,000万円(税抜き)まで)。 ・補助対象経費(税抜き)は、事業に要する経費(税込み)の3分の2以上であることが必要です。	—
	15	(5) 以下の経費は補助対象となりません。	②補助事業期間中の販売を目的とした製品、商品等の生産に係る機械装置・システム構築費以外の諸経費(ただし、テスト販売費のうち、原材料費については補助対象となります。また、グローバル市場開拓枠のうち、②海外市場開拓(JAPANブランド)類型におけるテスト販売については原材料費以外も対象となります。テスト販売として認められる経費等についての詳細は、資料3をご覧ください。)	②補助事業期間中の販売を目的とした製品、商品等の生産に係る機械装置・システム構築費以外の諸経費(テスト販売を除く)
	18	3. 補助対象物件等の整理・保管について	④広告宣伝・販売促進費(グローバル市場開拓枠のうち②海外市場開拓(JAPANブランド類型)のみ)を計上した物件等の整備・保管にあたって	—
25	4. 補助金返還(交付規程第25条)	(1) 基本要件 ③回復型賃上げ・雇用拡大枠 ・回復型賃上げ・雇用拡大枠は従業員に対する賃上げ等を前提とした優遇制度であることから、上記①及び②の増加目標未達の場合に加え、同枠で採択された事業者が補助事業を完了した事業年度の次の事業年度の決算において①の給与支給総額の増加が達成できていないことを確認したとき、または補助事業を完了した月末の次の3月末時点において②の事業場内最低賃金の水準が達成できていないことを確認したときは、補助金交付額の全額の返還を求めます。	③ 回復型賃上げ・雇用拡大枠 ・回復型賃上げ・雇用拡大枠は従業員に対する賃上げ等を前提とした優遇制度であることから、上記①及び②の増加目標未達の場合に加え、同枠で採択された事業者が補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末を起点として直近の決算における「給与支給総額」及び「事業場内最低賃金」のそれぞれの増加目標がいずれか一方でも達成できていない場合には、補助金交付額の全額の返還を求めます。	
		(2) 大幅賃上げに係る補助上限額引上げの特例措置 ①大幅賃上げに係る補助上限額引上げの特例措置の適用を受けた事業者が、上記の基本要件①及び②の補助金返還には該当しないものの、以下の特例措置の返還要件に該当することを確認したときは、引上げた額について補助金の返還を求めます。 ア) 事業計画終了時点において、給与支給総額の年率平均6%以上の増加が達成できていない場合 イ) 事業計画期間の毎年3月時点において、基準年度の事業場内最低賃金を始点として、前年度の事業場内最低賃金対比+45円以上の水準とすることが達成できていない場合 ウ) 事業計画期間において、常時使用する従業員がいなくなった場合		
	27	経費区分ごとの経費内容について 1. 対象経費の区分 1. 機械装置・システム構築費	(注6) 同一代表者・役員が含まれている事業者、資本関係がある事業者を機械装置・システム構築費の発注先とすることはできません。 (注7) グリーン枠のうち、既存の機械装置(自社で購入、リースを問わない)を補助事業で購入する機械装置に入れ替える場合に限り、その撤去・廃棄費用を補助対象経費として認めます。なお、既存の機械装置を売却した場合は、当該売却額より撤去費用が大きいときに限り、その差額分を対象経費とします。但し、補助事業で購入する機械装置を超える額の費用は認めません。	—

補助事業の手引き 主な改訂履歴

改訂日	ページ	項目	改訂後	改訂前
	30	7. 外注費	(注4) 同一代表者・役員が含まれている事業者、資本関係がある事業者、過去1年間に令和元年度補正・令和2年度補正・令和3年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業で補助事業を実施した事業者を外注先とすることはできません。	—
	31	10. 通訳・翻訳費（グローバル市場開拓枠のうち②海外市場開拓（JAPAN ブランド類型）のみ）	事業遂行に必要な通訳及び翻訳を依頼する場合に支払われる経費	—
	31	11. 広告宣伝・販売促進費（グローバル市場開拓枠のうち②海外市場開拓（JAPAN ブランド類型）のみ）	本事業で開発又は提供する製品・サービスの海外展開に必要な広告（パンフレット、動画、写真等）の作成及び媒体掲載、展示会出展等、ブランディング・プロモーションに係る経費	—
	36	【資料3】テスト販売の考え方について	○ 補助事業期間中の試作品の販売については、要件をすべて満たすテスト販売※のみ補助対象とします。	—
	—	その他	・ 14次締切に対応した時点等の修正 ・ 誤謬等の修正	—